平成２８年（フ）第７号
佐賀県鹿島市大字納富分2960番地13　横尾アパート３号室、旧住所佐賀県鹿島市大字常広499番地３
債務者　大曲　一広
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８号
佐賀県鹿島市大字納富分2960番地13　横尾アパート３号室、旧住所佐賀県鹿島市大字常広499番地３
債務者　大曲　国子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１１号
宮崎市出来島町167番地　コーポ山本201号
債務者　原田　由子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９１号
鹿児島県霧島市隼人町住吉176番地　ガーデンプレイス住吉Ｄ棟201号室
債務者　**今**田　晶子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第７号
北海道小樽市花園４丁目12番９号　花園セントラルハイツＣ－２、前住所北海道小樽市祝津１丁目２番229号　祝津団地６棟3411号
債務者　藤枝　吟子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１７４号
茨城県龍ケ崎市姫宮町124番地２
債務者　大関幸太郎
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
茨城県龍ケ崎市小通幸谷町564番地２　ＴＭハイツ101号室、前住所茨城県龍ケ崎市2866番地
債務者　齋藤　晴治
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
茨城県牛久市田宮町210番地47（Ｍ－ｆ１ａｔ牛久202号）
債務者　佐藤加**那**子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１号
栃木県真岡市台町3364番地20
債務者　阿久津敏枝こと　アクツ　ルイザ　トシエ
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第６５４号
兵庫県尼崎市西本町８丁目371番地の１　メゾンアヴァンセ304号
債務者　加治木健一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８０号
兵庫県淡路市生穂1893番地３　松井アパート３号
債務者　神子田美代子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９６号
奈良県橿原市木原町67番地の１　メゾーン大和102、前住所奈良県橿原市曽我町328番地の28
債務者　岡村　貴志
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
奈良県御所市大字東辻74・75合併番地　Ⅱ－206号、前住所奈良県五條市なつみ台１丁目20番地の１
債務者　上田　知輝
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧499番地10
債務者　竹内　　博
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６３２号
北九州市小倉北区熊谷３丁目10番12号（201）
債務者　田坂健太郎
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６号
北九州市八幡西区光明１丁目１番８－302号
債務者　並木　雅美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５号
宮崎県日向市大字平岩10753番地１
債務者　工藤　貞男
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部